

今月は“知ってみよう”「成年後見制度」

成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が低下している人の権利や利益をまもる支援者「成年後見人等」を選び、本人を法的にサポートする仕組みが「成年後見制度」です。

どんなことをしてくれるの？

身上保護 サービス利用や施設入所・入院の手続き **財産管理** 不動産や預貯金等の財産を適切に管理

■こんな心配ごとがありませんか？

- お金の管理ができず、通帳や印鑑などを失くしてしまう。
- 悪質な業者に騙されそうになった。
- 支援してくれる人がおらず、自分で判断して書類作成や手続きができない。
- 今は自分で判断できるけれど、将来、自分で判断することができなくなったらどうしたらいいだろう。



成年後見制度を利用
すると解決できるかも
しれません！

■成年後見人等が選定されると！

- ご本人の代わりに銀行などで手続き可能、サービス利用や入院などの契約が可能。
- 悪質な業者にだまされて契約してしまっても、契約の取り消しが可能。
- 自分で判断できるうちに、信頼できる人を選び、将来の“もしも”に備えることができます。



成年後見制度の種類

【法定後見】

ご本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所に申し立てを行い成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力低下の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3類型に分けられており、支援できる範囲に違いがあります。

【任意後見】

ご本人の判断能力が低下する前に、判断能力が不十分になったときに「支援してもらいたいこと」と「支援してほしい人」をあらかじめ決めて、契約（任意後見契約）を結ぶ制度です。手続きや費用については、最寄りの公証役場にお問い合わせください。

成年後見制度のこと、認知症のこと、その他福祉サービスや制度のこと、何でもご相談ください！

「成年後見制度なんでも相談会」を開催しています。日程は44ページをご覧ください。

■問い合わせ先

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| • 高齢者に関すること | • なんでも相談会に関すること |
| 地域包括支援センターいしばし ☎(51)0633 | 高齢福祉課 ☎(32)8904 |
| 地域包括支援センターこくぶんじ ☎(43)1229 | 社会福祉協議会 |
| 地域包括支援センターみなみかわち ☎(48)1177 | (下野市成年後見サポートセンター)☎(43)1236 |
| • 障がい者に関すること | • 成年後見制度の利用促進に関すること |
| 社会福祉課 ☎(32)8900 | 社会福祉課 ☎(32)7087 |